地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付研究員に関する就業規則の一部改正 新旧対照表 (案)

本部事務局人事部 新 改正理由等 旧 (給与規程等の準用等) (給与規程等の準用等) ・組合との交渉結果 を踏まえ、期末手当 第8条 前条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病 第8条 前条に定めるもの以外に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病 院機構職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)及び地方独 院機構職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)及び地方独 の支給月数を改定 立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程を準用する。ただ 立行政法人神奈川県立病院機構職員退職手当支給規程を準用する。ただ するための改正 し、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与規程第26 し、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与規程第26 条第2項の規定の準用については、同条同項中「100分の125」とあるの 条第2項の規定の準用については、同条同項中6月に支給する場合におい は「100分の172.5」とする。 ては「100分の122.5」とあるのは「100分の170」、12月に支給する場 合においては「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。 この規則は、令和7年4月1日から施行する。